

★11/24・25 障害者の生活と権利を守る★  
**第48回全国集会・中央行動開かれる**



参加と平等

県推協新聞

第413号

2014年 11月 28日

毎月一回 28日発行

郵便振替口座/00580

-9-2534・障県協

購読料; 年額 360円

(会員の購読料は会費及び寄付金を含む)

発行 障害者の生活と権利を守る  
 長野県連絡協議会  
 発行所 〒三八一〇〇三四  
 長野市高田中村二七六一八  
 長野県労働会館一階  
 電話 〇二六(二六四)五二五六  
 FAX 〇二六(二六四)五二五六  
 発行人 松丸道男

障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会の主催する「障害者の生活と権利を守る」第48回全国集会・中央行動が十一月二四・二五日に開催されました。

全国集会(二四日)は、日本教育会館において開かれ、北は北海道から南は熊本県まで全国から約二八〇名が参加しました。

記念講演の講師は国立ハンセン病資料館運営委員の平沢保治さん。ご自身の体験に基づき、らい予防法廃止運動や障害者運動を振り返り、「要求のないところには前進はない。組織のないところには前進はない」と熱く語りかけました。

白沢仁事務局長の基調報告に続き、各分野で活躍している参加者から、現在の重要な課題や運動の到達点などについて特別

報告がありました。「介護保険優先原則」(六五歳問題)では、愛知県一宮市の舟橋一男さんが、運動によって、介護保険移行後も同市から法令通り、障害者福祉サービスの重度訪問介護の支給を認めさせることができたとの報告があり大きな拍手に包まれました。

障害児支援の課題では、障害乳幼児の療育に応益負担を持ち込ませない会の中村尚子さんから、「子ども・子育て新システム」による、子どもや家庭への影響及び障害児の保育・療育との関連等について分科会への課題提起につながる報告がありました。そのほか、情勢を反映し精神障害者の運賃割引・病床転換問題、社会福祉法人制度見直し問題や参政権問題など多様な報告があり予定された時間を大幅に上回りました。

紙面の案内

- ◆P1～P5; 障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会〔障全協〕第24回 全国集会・中央行動 参加報告
- ◆P6; 第2回 長野県の聴覚障害者の就労と雇用を考える集い
- ◆P7; 65歳問題の現状と課題 (前半)
- ◆P8; お知らせコーナー (このお知らせコーナーへの情報をお願い致します。)





午後は、「障害者総合支援法・介護保険」「障害児支援」「医療・補装具等」「年金・無年金問題」「雇用・就労」「住宅・まちづくり等」「障害児教育」「参政権保障」「暮らしの場づくり(特別)」の九分科会に分かれて討議を行いました。分科会討議では、わが国における障害児者にかかわる法制度の到達点や障害児者・家族の生活実態等や全国各地における実態を報告・確認しあい、翌日に行われる各省交渉の具体的な内容について話し合われました。

最後に採択された集会「アピ」

ル」では、「今、政治に課せられている課題は、憲法改悪による『戦争ができる国づくり』ではありません。大企業の要請に応える『企業が儲かる国づくり』でもありません。」とし、「格差・貧困」問題の解消、東日本大震災からの早期復興、「社会保障・税一体改革」の中止など、「暮らしと平和・民主主義」を守り発展させる政治の実現を訴えています。さらに、障害者・家族の当面する願いとして、「介護保険優先問題」(六五歳問題)の解消、精神科病院における「病棟転換型居住施設」構想の即時中止、児童福祉法「改正」・子ども子育て新制度の実施に伴う障害児支援問題の解消、無年金障害者の救済などを求めています。

加えて、「法人制度改革」による社会福祉事業における市場化促進を中止し、真に公的責任に基づき福祉を守ること、その基にある、障害者総合支援法の廃止、障害者差別解消法の実効性ある実施、障害者権利条約にふさわしい施策実現を政治課題に位置付けることなどを呼びかけています。

二二日・二五日の午前中にはそ

れぞれの課題ごとに、厚生労働省、国土交通省、文部科学省、内閣府、総務省との交渉を行いました。一部、保護者を中心とした「障害児者の暮らしの場づくり」の課題については、午後に交渉が行われました。

当初予定されていた国会議員への要請は、突然の衆議院解散・総選挙となり、実質的に実施できず、予定を繰り上げ決起集会を開催し早めの閉会となりました。

決起集会では、分野ごとの交渉の様子が報告され、最後に、「今回の総選挙では、障害者や家族の願いが実現できる勢力を伸ばそう」と確認しあいました。

### ■分科会・各省交渉から

#### ●障害児支援に関する分科会

《本質的な問題点》

障害児支援の課題について、分科会の討議から明確になった本質的な問題点は、次の諸点です。

#### ① 子ども子育て新システムを念

め、現在または将来にわたって政府が進めようとしている「障害児支援」策は、「子どもの成長・発達」を基本としていません。

「後方支援」などという物騒な言

葉が、国の議論や委員会の発言でも公然と使われ、論点の中心は、「女性・母親の労働力確保・拡大」のために「後方支援として、子どもを預かる制度」を整えることに置かれています。

② 親の自己責任、「受益者負担」と「営利企業への委託、企業の生育・儲け」につながる施策の展開保育・子育てに関する公的責任を可能な限り少なくし、親が自己責任のもと営利企業としての事業者と契約により子どもを預ける制度になっていきます。

公的責任の中には、福祉等に係る予算の減少・頭打ちも加わり、様々な影響がでます。

③ とりわけ、障害児の場合は、営利に結び付きにくいことから選別される可能性が高くなり、儲けの対象となる場合には、人件費の抑制などによる条件整備の劣悪化などに結び付く可能性が高くなります。

#### 《具体的な交渉の場面から》

総務省(少子化担当相あて)への要請事項は次の三項目です。

一 子ども子育て新制度における「保育の必要性」の認定にあた

ては、保護者の就労状況だけではなく、本人の障害や困難等、子どものおかれている状況や発達課題をもとに評価・判断し、保育が必要なすべての子どもに必要な時間数保育が提供されるようにしてください。

二「特別な支援が必要な子どもへの保育の提供について。認定こども園等に対して「応諾義務」の履行を求めるだけでは実質的な保障とはなりません。公立保育所の機能を拡充するなどして、市町村が積極的に「特別な支援が必要な子ども」に対して保育提供義務を果たすことができるよう交付金の拡充等の必要な措置を講じるとも、市町村に対して働きかけを行ってください。

三子どもをめぐって生じる様々な問題・福祉的課題等を市町村が直接把握し、責任をもって相談に臨むとともに、緊急対応も含む必要な手立てが講じられるよう市町村の相談機能を拡充することにも、「利用者支援事業」を事業者任せにせず、当該事業のスーパーバイズも含め、多様な利用者支援を市町村が直接関与して実施する体制を整備してください。

《回答の要旨》

総務省担当者の回答は、要請事項とかみ合わず、「支援法通り、(母親が働いていて)家庭で保育する時間がない、養育ができない子どもに対し、代わって保育するという考え方」だとし、「障害のあることを理由に、保育が必要は言えない」と答。二・三についても、「支援制度で一名加配している」「(新制度により)選択肢が増えるので、コーディネートが必要と考え、横浜をモデルに幅広い相談を受けられるよう市町村が行う。事業所はNPOや一般事業所も考えられる。行政と連携する必要があるだろう…」など、実態や要望とはかけ離れた、机上の案しかないことがわかります。「障害のあることを理由に」、保育の必要性を認めている市町村もある「との指摘には、「市町村で独自にやっていることには、口を出さない」姿勢です。

厚生労働省(厚労相あて)の要請事項(要旨のみ)は次の通りです。

一 相談支援について

① 現行の制度では障害児相談支援

事業(児童福祉法)と特定相談支援事業(総合支援法)とに分立し、後者には子どもの支援に関する専門性は担保されていない。研修も十分。子どもと保護者への総合的なサービス利用が図れる仕組みの整備を。

② 利用計画案一支給決定一利用計画一個別支援計画という手続きは現実的でない。簡潔な手続きにし、必要なすべてが療育を受けられるようにする。

③ 乳幼児期から児童期の相談は、保護者への支援を含めた専門性を大切にし、障害の診断や受給者証が無くても相談でき、児童発達支援センター(事業)がこれに応じられるようにする。

④ 障害児相談支援事業所の担当すべき圏域・エリア、設置されるべき目標数などについて、現在考えていることを教えてください。

《回答要旨》

▽「専門性は必要に応じ研修を行っていただくことで担保。国は補助金を出している。資格は県ごとに研修で…」▽「専門的機関と連携していただく」「責任は各自治体」との姿勢)▽③「相談支援の在り方

に関する協議会に基づき検討する」▽④について「平成二十七年頃から、利用計画の作成が可能な体制を作っていた」「▽②サービス利用計画と個別支援計画の違いなど、参加者からの具体的な質問に担当者が理解不足により答えられない場面がありました。

▼「(相談支援により)『インフォーマル』なサービスを含めた段階でコーディネートしていただく」との回答に、参加者から

「インフォーマルなサービスとは具体的に何を指すのか?」との質問があり、「例えば、ボランティアとか、隣近所の方…」などと回答しました。「国から、公的福祉にインフォーマルなサービスとの言葉が公然と聞かれたのは初めて、本当にそれでよいのか、公的責任は…」との声が出されました。

二 報酬について

① 報酬改定において、現場の意見を聴取し改正に生かす。当面、各事業に対し、事業を維持するための基盤的・固定的な財政保障制度を作る。児童発達支援センター、児童発達支援事業、放課後等デイサービスのいずれの事業も、子ど

もの病気やケガ、天候、きょうだい児の学校行事、保護者の都合などにより報酬減が常態化している。月額の事業報酬を創設する。

②規模に応じた報酬単価性を見直す。③各事業の報酬を見直す。特に、放課後等デイサービスを児童発達支援事業並みにする。④加算・減算の制度を分かり易い制度に改善する。放課後等デイの送迎加算は徒歩や公共交通機関利用も認める。

《回答要旨》

▽現行の説明に終始。参加者から「昨年、台風で事業所を1カ月閉所せざるを得なかった。欠席による加算と災害等による閉所は違う…」など多くの意見が出されました。

三 保育所等訪問支援事業について

①保護者の費用負担をなくす。保育料と訪問支援の二重負担をなくす。②個別給付でない支援とする。③報酬単価を引き上げる。

《回答要旨》

▽現行の説明のみ。参加者から、「ほかの親同様、高い保育料を払い、さらに訪問支援の負担をするのは、他の市民との平等をつたう

権利条約の理念から見れば、障害者差別ではないか」との指摘に回答はありませんでした。▽参加者から、「親が必死で作ってきた事業所や制度に利用料が発生し、さらに加算がつく、納得できない。」「地方は選択できるサービスもない。地域格差は広がるばかり」「都会中心の制度・施策」などの声が出されました。

四 放課後デイサービスについて

①障害の重い子どもに対する職員配置加算を講じる。②福祉専門職配置加算や児童発達支援管理責任者の資格要件に教員を加える。③「ガイドライン」策定の準備状況、本事業の展望についての考えは？

《回答要旨》

▽現行の説明のみ。参加者から、「専門性の低いところでは、利用者の不適応などが生じ入所へ至った事例もある」「良心的な多くの所では国の基準ではやって行けず、職員配置を増やして対応している」「事業所は増えたが、現行では重度障害児の行き場がない。人手がいる」「自治体の研修では放課後デイサービスの現場を知らない講師で、子どもの実態にも合

わない内容：」「営利企業のパンフでは『放課後デイサービスは儲かる』と起業セミナーを実施しているところがある…」など様々な実態が出されました。

五 児童発達支援センター、医療型児童発達支援センターの職員配置基準の改善。

《回答要旨》

▽「特別支援学校もしくは準ずる実務経験…」など「都道府県の判断で、教員でも可」との回答がありました。

六 知的障害児の入所施設等

①被虐待児の入所増ほかに対応し、職員配置基準等の改善と報酬の改定を行う。②今後の在り方の見通しは？

七 地域生活支援事業ほかについて

①現行の療育等支援事業、障害児保育事業の継続を。②青年期・成人期障害児の余暇支援活動が行える制度を作る。

《回答要旨》

▽①「継続する」②「柔軟な事業ができる制度となっている。実施主体の市町村に相談してほしい」との回答です。

八 利用契約、応益負担、日額報酬制における保護者負担について、原

則、無償化を。当面、応益負担に。《回答要旨》

▽「児童福祉法改正により、実質的に応益負担になっている」との見解で、「応益負担」に対する両者の認識に隔たりが大きく議論がかみ合いません。また、保護者負担等について、「民法上、保護者の介護義務があることから、負担は当然」との回答です。

九 〇〇に住んでいても必要な時に適切な療育を受けられるよう、また幼稚園・保育所のように毎日通える場が確保されるよう、その核となる児童発達支援センター、医療型児童発達支援センターを国の責任において計画的に整備する。

十 乳幼児健診の充実。乳幼児健診において障害の早期発見・対応ができるよう、「親子教室」などの経過観察事業施策を強化・拡充する。市町村による実施を確実にする。

十一 〇歳、一歳、二歳段階での支援が必要な子どもと親への支援の制度を作る。

《回答要旨》

▽「検診の中身の調査・検討が必要」▽「未受診者の中に虐待が多

いことは認識している」

そのほか

厚労省の検討委員会を傍聴した参加者から「インクルーシブという美しい言葉のみで議論されていることが多い」、例えば「(障害児を)学童保育に入れればよい」と数十名の子どもを一名の指導員が見ているなど、学童保育の現状を全く知らない者ばかりで審議が行われている。「現行の学童保育に障害児を丸投げすることはできない」との意見がありました。

「検討会の報告書に明らかでないところがある」との指摘もありました。検討会の委員のみではなく、厚労省の担当者も、複雑すぎる制度内容と度重なる「改正」によって、子どもの分野に単純に大人の仕組みを入れ込んだために、難病法の改正にかかわる項目に誤りが生じました。交渉の際に指摘され、担当官は「持ち帰って検討する」との返答しかできませんでした。

**分科会 家族の親・厚労省交法報告**

---

**報告： 松丸道男**  
(県推協 代表)

参加者は約三〇名で、親・家族・当事者(障害者)・施設職員等の方々に参加していました。分科会の最初に、厚生労働省が提起した「障害児・者地域生活支援の推進のための多機能拠点構想」に関するミニ学習会を、障全協会長である中内氏を講師に三〇分程度おこなわれました。

これは、地域生活支援拠点として、居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を推進する構想(案)で、今後三年間の間に一カ所地域生活支援拠点の設置を求めている。(三〇万規模の市町村で一カ所程度設置)尚、現在厚労省は、来年度各県に一千万円の予算で、この拠点施設づくり構想を検

討する為の予算として確保している。また、入所施設に関しては、新築でも結構であるが、五〇名程度の定員ではなく三〇名定員で作って下さいとのスタンス。背景に、五〇規模の入所施設はつくられない指針が出されている等の補足説明がされました。

参加者からは、三〇万人に一ヶ所では少なすぎる。提起された構想では、不十分であり実態に即していない。予算は、十分つくのか等の意見が出されました。

●私達の願う生活施設づくりに関する討議

私の方から、長野県の母親の願いとして「親が年者いて介護ができなくなっても子どもに声をかけたいので、子どもの入所している近くに親が入所できる高齢者施設を作ってほしいと言う願い」があるが、他の県ではどうなのか?と聞いてみました。

これに対して、九州の鹿児島島の母からは、鹿児島では親子で入所できるホームがある。一方で、大阪のお母ちゃんは、「親にいつまで、子供の面倒を見ろというのか?」子供は三〇歳くらいまで

に、親から離さないと親も子供も自立できなくなってしまう」という意見も出されました。どちらも、長野県の障害者を抱える親の思いは尊重しなければいけません。前提として、介護の社会化を確立したうえで考慮しないと、親子で倒れてしまう危険があります。

●厚労省への要請懇談会

厚労省は、「現在地域移行をすすめているが、必要な入所施設はつくりません。」とのことではあるが、実際には、指針として各自治体に十一〜十二パーセントの入所者を削減することとしており、各自治体もこの厚労省の指針にそって削減する方向なので、もう入所施設はつくらないとの対応をしている。

また、各県での出してきた入所施設建設に関しては必要な施設であると判断させてもらうが、その自治体全体の入所者定員を増やせない。大都市圏の入所希望の重度障害者は、地方の施設入所をせざるえなくなっている。地域移行を言うなら施設自体を山の中でなく市街地に設置すべきだと反論。

# 第2回 長野県の聴覚障害者の 就労と雇用を考える集い

報告： 竹田 憲子

(県推協事務局長)



十一月一日(土)の午後、長野市障害者福祉センターに於いて開催されました。  
聴覚障害者のみなさんは、「生まれ育った地域社会で生きがいをもちたい」と願っています。しかし、仕事を探さず、仕事

をする上で聞こえないことによる悩みは多く、そんな悩みを当事者側と企業側からの発表によって労働における課題を浮き彫りにすることが目的でした。

まず、企業側から(株)豊田自動織機人事課の岡田由紀子さんからの発表がありました。

「聴覚障害者が、企業の確かな戦力となるために」という題で内容は①会社概要②障がい者雇用状況③聴覚障がい者雇用推進④障がい者定着活動⑤障がい者雇用の課題の五つでした。

一、障害者雇用の考え方として障害の内容にこだわらない、健常者と障害者が同じ職場の一員として働く(賃金も同様)としました。この企業は聴覚障がい者が一番多く雇用されているとのこと。その雇用を推進するために就労体験の受け入れを二〇〇六年から進めていて目的は、技能職の日常生活(仕事・生活)二、知ってもらうこと、同じ障がいのある先輩、職場の健聴者との交流を通じ、将来像を描く、職場で働ける人物かを確認するです。

### ●障がい者定着活動

①従業員への障害理解活動

☆新入社員研修・キャリア入社研修

☆新任職制研修

☆社内報での手話掲載

②障がい者と共に働く人への支援

☆障がい者職業生活相談員の選任

☆手話通訳派遣

☆ジョブコーチによる支援

③従業員の定着活動

☆内定から入社までのフォロー

☆新入社員S1制度(社会人としてのルール)

☆職場コミュニケーション活動(職場懇親会・慰安会・職場レク)そして職場体制

の力ギとして職場・学校・保護者・地域が連携し生活

支援や余暇支援をする

### ●最後に障がい者雇用の課題として

①情報提供・相互コミュニケーションの工夫

☆コミュニケーション機会の提供・就労体験、卒業生講話の機会の促進

☆音声認識ソフトの試行

②職場・職域の拡大

☆配属職場の拡大・就労体験職場の拡大

③安全・緊急時の対策

☆職域の拡大・先輩社員の異動後の新人配属

☆受け入れ教育の充実、危険箇所の洗い出しと対策

④関係者との連携

☆緊急地震速報の伝達方法の検討

☆顔が重要

☆顔を合わせた対応

かなり、障がい者の就労について考えていますが、まだまだ知らないことが多く課題が多いように感じました。企業としてさらに多くの障がい者の雇用を進める努力をしてほしいと思います。

次に当事者として県聴覚障害者協会前理事長の上野芳雄さんからの発表でした。題は「聴覚障害者の特性と必要なサポート」

上野さんは、長野聾学校を卒業されて最初は物づくりの仕事をしていましたが、平成十八年から情報センターの事務職に就かれました。発音が明瞭だったので口話が中心となっていました。仕事内容についての詳しい説明がない、わかりにくい、筆談するも言葉の意味がわからない、ろう者は言葉の意味がわかりにくいのです。

### ●聴覚障害者の特性と対応

「コミュニケーションの方法」  
しゃべることができて聴こえないのに普通に話しかけられてしまう。外見ではわからない。補聴器をつけていてもスムーズな会話ができるわけではない。  
特性集中して仕事ができる。

「コミュニケーションの現状と支援」  
言葉で話されても内容が伝わらない、筆談はわかる。手話が一番だが感嘆にはいかない、なので仕事は製

造業がいい、事務職はむかない  
 (周りの方が手話ができない、マスクをされるとお手上げ、障害者採用枠で採用されることが多い、とにかくコミュニケーションが大事。意思疎通ができない、誤解が生じやすい、何の話かわからない事が多い、わからないままうなずくことがある、人権の講座にも手話なく資料だけだった。)

●より働きやすい職場  
 動画、ITでの支援、障害の特性



を理解してほしい、その上でコミュニケーションの配慮をしてほしい。雇用率1.8%はありがたいが、働いているときのコミュニケーションを考えてほしい。(手話通訳の雇用もできる)ろう者を雇用することへの不安をもつ会社が多い。啓発教育が社内でも不足している。仕事+コミュニケーションである。仕事だけでは生きられない!ハード面だけでなくソフト面の配慮を考えてほしい。

当事者からの発言は、本当によくわかりました。県推協は集会のおりには、手話通訳と要約筆記を用意していましたが、改めてその必要性を思いました。手話言語条例(手話言語法)を確認しなければと思います。

# 県内のニュース

(信濃毎日新聞から)

## 障害者移送など改善策を検討へ 県自立支援協チーム設置(十九日付)

県自立支援協議(会長・小林彰)が、かね福祉会理事長)は一八日、県庁で会合を開き、障害者の

移動・移送にかかわる課題や改善策を検討する作業チームを設けると決めた。来年度から二年間かけて課題を整理し、改善策をまとめる。

県障がい者支援課によると、作業チームは有識者や住民で構成。通院や買い物など「日常生活」、学校や施設への「通学・通所」、たんの吸引といった「医療的ケアが必要な人の移動」、バス・タクシー事業者の輸送への理解を深めてもらう「啓発」の各分野について検討する。

来年度、県内十圏域ごとの交通事情や課題について障害者支援団体などにアンケートを実施し、課題を抽出。二〇一六年度に改善策をまとめる。

## 発達障害 過去最多に本年度県内 公立校調査(二十一日付)

本年度県内公立校で発達障害があると判断された児童生徒は、小学校五五六四人、高校六六七人になり、同様の調査を始めた二〇〇七年以降、最多となった。県教委は「発達障害への知識や理解の広がり」が、早期の診断、発見につながっている」とみている。学習環境の整備や授業研究といった施策を組み合わせて対応していくという。

前年度比、小中学校は五七一人増。児童生徒全体に占める割合は〇・二八(増の三・二六%)。高校は七五人増、生徒全体に占める割合は〇・一五(増の一・三〇%)。高校ではほかに、複数の教員が特別な支援が必要と判断した生徒が一〇六人(前年度比二二一人増)いた。

二〇日の県教委定例会では、委員から、「自己肯定感を育む工夫が必要」「小中高で情報共有し支援を」などと求める声が出た。

伊藤学司教育長は、指導教室の増設や、発達障害の有無にかかわらず全員が理解できる授業の研究などを複合的に組み合わせ対応したいとした。

## 虐待を受けた障害者 県内、三八件把握(二六日付)

県障がい者支援課によると、県内での障害者に対する虐待は二〇一三年度、三八件を把握した。相談件数は一一〇件あった。  
 内訳は、三二件が家庭での虐待で、七件が福祉施設などによる虐待。家庭での虐待の内容(重複あり)は、身体的虐待一八件、心理的虐待七件、放棄・放任六件、経済的虐待一三件。



# お知らせコーナー



## ●県推協2014年度 県との陳情懇談会●

日時 2015年1月27日(火) 12:45 県民ホール集合・打ち合わせ

※ 陳情懇談会13:30~16:30・・・尚、遅れた方は、直接懇談会場へ

会場：県庁議会棟第一特別会議室

今年も懇談会の時期となりました。陳情書(案)は11月18日、県へ提出しました。当日の提出となります。当日の参加は、前もってお知らせいただければ、どなたでも可能です。ぜひ、懇談会にご参加ください。

県との陳情懇談会  
に、あなたも是非ご  
参加下さい!



## ●障害者週間●

12月3日~9日が障害者週間です。そして、12月9日が、障害者の日です。

## ●署名・募金のお願い●

県推協では現在、「福祉統一署名・募金」を実施しております。

①きょうされん「あたりまえに働き えるべしを」

②難病連

「難病と長期慢性疾病、小児慢性特定疾病の総合的な対策の充実を求める請願書」

③障全協「障害児・者の介護・福祉・医療制度の抜本改正を求める請願」

いずれも3月末までにお願いします。

## ●暮らしと健康実態調査(障全協)●

団体に郵送しました新聞「参加と平等」の先月号に同封しましたアンケート調査です。着払いで、同封しました封筒で返送ください。2月末までですので時間はあります。各団体の新聞購読者をお願いします。今後の運動の基礎となりますので、よろしくお願ひします。尚、このアンケート用紙は、障全協ホームページからもダウンロードできます。

### ★障全協より

この調査の目的は、国が暮らしの場に対する地域移行を推進する中、長期の在宅生活、ロングショートと言った言葉が普遍化するなかで、障害児者とその家族の暮らしの実態を明らかにし、安心して暮らすことができるようなしくみをつくりあげていくための課題を明らかにするために実施するものです。特に、主たる介助者の健康状態を明らかにすることで、暮らしの場のあり方、その方向をまとめ、国へ要望するなど今後の運動に生かすためのものです。

◎問い合わせ 県推協事務局まで

TEL/FAX 026(264)5256

E-mail: suishin2007@yahoo.co.jp